

遼寧省障害者就業保障金 徴収使用管理実施弁法

2017年3月作成

発行：日本貿易振興機構（ジェトロ）大連事務所

作成：上海里格（大連）法律事務所

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承ください。

「遼寧省障害者就業保障金徴収使用管理実施弁法」の印刷・公布に関する通知
遼財非(2016)415号

各市、綏中県、昌図県の財政局、地方税務局、障害者連合会 宛

ここに、「遼寧省障害者就業保障金徴収使用管理実施弁法」を印刷・公布する。これに従い執行してください。

2015年の障害者就業保証金の申告、徴収は、2016年9月1日より開始する。

遼寧省財政庁
遼寧省地方税務局
遼寧省障害者連合会
2016年6月29日

遼寧省障害者就業保障金 徴収使用管理実施弁法

第一章 総則

第一条 障害者就業保障金の徴収、使用管理の適正化を図り、障害者の就業を促進し、障害者の權益を保障するために、「中華人民共和国障害者保障法」、「障害者就業条例」及び「財政部、国税務総局、中国障害者連合会の『障害者就業保障金徴収使用管理弁法』の印刷・公布に関する通知」（財税[2015]72号）などの規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 障害者就業保障金は（以下、「保障金」という）、障害者の權益を保障するために、規定に従い障害者の就業を手配していない機関、団体、企業、事業単位及び民営非企業単位（以下、「雇用者」という）が納付する資金である。

第三条 遼寧省行政区域内における保障金の徴収、使用及び管理は、本弁法を適用する。

第四条 本弁法でいう障害者とは、所持する「中華人民共和国障害者証」に記載された視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由、知的障害、精神障害もしくは重複障害を持つ者、又は「中華人民共和国障害軍人証」（1～8級）を所持する者をいう。

第五条 保障金の徴収、使用及び管理は、財政部門の監督検査及び会計監査機関の会計監査監督を受けなければならない。

第二章 徴収及び国庫納付

第六条 「遼寧省の『中華人民共和国障害者保障法』の実施に係る弁法」に基づき、雇用者が障害者の就業を手配する比率は、当該単位の在職従業員総数の1.7%を下回ってはならない。所定の比率に達しない場合には、保障金を納付しなければならない。

第七条 雇用者が障害者を在編人員に登録し、又は法に従い就業年齢層にいる障害者と1年以上（1年を含む）の労働契約（サービス協議）を締結し、かつ実際に支払う賃金が当地の最低賃金基準を下回らず、社会保険料を満額納付する場合、はじめて雇用者の手配する障害者就業人数に算入することができる。

雇用者が1名の「中華人民共和国障害者証」（1～2級）又は「中華人民共和国障害軍人証」（1～3級）を所持する者の就業を手配する場合には、2名の障害者の就業を手配するものとして計算する。

雇用者が地域を跨って障害者を招聘する場合には、その手配する障害者の就業人数に算入しなければならない。

第八条 保障金は、前年度の雇用者による障害者の就業手配が所定の比率に達しない差額の人数と当該単位の在職従業員の年平均賃金の積に基づき計算して納付する。計算式は、次の通りである。

保障金の年納付額＝（前年度の雇用者の在職従業員の数×1.7%－前年度の雇用者の実際に手配した障害者就業人数）×前年度の雇用者の在職従業員の年平均賃金。

雇用者の在職従業員とは、雇用者の在編人員又は法に従い雇用者と1年以上（1年を含む）の労働契約（サービス協議）を締結した者をいう。季節的雇用は、年平均雇用人数に換算しなければならない。労務派遣による雇用は、派遣会社の在職従業員の数として算入する。

雇用者による障害者の就業手配が所定の比率に達しない差額の人数は、計算式により計算した結果に準じ、整数でなくてもいい。

前年度の雇用者の在職従業員の年平均賃金は、前年度の雇用者の在職従業員の賃金総額（「賃金総額構成に関する規定」[国家統計局令第1号]並びにその他賃金総額に関する規定、人的資源及び社会保障部門の関連規定及び解釈に準じる）を雇用者の在職従業員の人数で割って計算する。

前年度の雇用者の在職従業員の人数の計算式は、次の通りである。

前年度の雇用者の在職従業員の人数＝前年度の雇用者の実際の月ごとの在職従業員数の合計÷実際の月数。

前年度の雇用者の実際に手配した障害者就業人数の計算式は、次の通りである。

前年度の雇用者の実際に手配した障害者就業人数＝前年度の雇用者の障害者就業の月の合計÷12ヶ月

第九条 各企業及び民営非企業単位、並びに経営収入を主な支出源とする事業単位、社会団体は、地方税務機関が属地原則及び現行の税収管理体制に従い、統一的に保障金を代理徴収する。

財政から全額給付金を受ける行政単位及び財政から全額補助、一部補助を受ける事業単位の保障金の徴収は、「障害者就業保障金の徴収問題に関する遼寧省人民政府の通知」（遼政発[2003]23号）の関連規定に準じ、具体的な管理弁法は別途制定する。

第十条 障害者就業サービス機構は、雇用者による障害者就業の配置に対する審査確認業務を遅滞なくしなければならない。

雇用者は、毎年4月1日から6月30日までの間の業務日に、地方税務機関と同クラスの障害者就業サービス機構に対し、前年度の当該単位の手配した障害者就業人数を如実に申告しなければならない。申告する時、「遼寧省雇用者の比率に従った就業申告書」（詳しくは、附属書類1をご参照のこと）、当該単位の在職障害者の2代目障害者証の原本又は障害軍人証の原本及び写し、前年度の障害者と雇用者の締結した労働契約書の原本又は在編証明書、雇用登記表、賃金表（賃金手帳）社会保険料納付書、障害従業員個人養保険手帳など障害者の配置に関する関係証明の写しを提供しなければならない。

障害者就業サービス機構は、雇用者が提供した資料に対して審査確認をして、前年度に雇用者が実際に手配した障害者就業人数を認定し、かつ、「比率に従っ

た遼寧省障害者就業審査確認通知書」(見本については、詳しくは、附属書類2をご参照のこと)を発行する。

所定の期限までに申告しない場合には、障害者の就業を手配しなかったものとみなす。

第十一条 保障金は、年度ごとに納付する。雇用者が設立されて1年未満の場合には、実際の月に按分して納付し、設立されて1ヶ月未満の場合には、納付しない。

第十二条 企業及び民営非企業単位、並びに経営収入を主な支出源とする事業単位、社会团体は、毎年7月1日から8月31日までの間の業務日に、地方税務機関に申告して保障金を納付しなければならない。申告する時、前年度の雇用者の在職従業員人数、地方税務機関と同クラスの障害者就業サービス機構が発行する「比率に従った遼寧省障害者就業審査確認通知書」における前年度の雇用者の実際に手配した障害者就業人数、在職従業員の年平均賃金などの情報を提供し、かつ、情報の信憑性及び完全性を保証しなければならない。

「比率に従った遼寧省障害者就業審査確認通知書」を提供することができない場合、地方税務機関は当該雇用者が障害者を配置しなかったものと認定し、保障金を全額徴収する。

第十三条 地方税務機関は、雇用者の保障金の申告納付状況を検査しなければならない。雇用者が如実に申告していない、又は保障金を満額納付していないことを発見した場合には、申告を催促し、かつ保障金を追徴しなければならない。

第十四条 地方税務機関は保障金を徴収する時、雇用者に通用の税込領収書を発行しなければならない。

第十五条 保障金は、全額国庫に納入され、規定に従い国庫管理を行う。各市は、毎年徴収する保障金(滞納金を含む)総額の20%を省クラスの国庫に納入する。具体的には、「障害者就業保障金の計算方式及び省財政収入入庫方式の関連問題に関する通知」(遼財非[2014]438号)に従い執行する。

市、県クラスの保障金の分配比率は、市が確定する。

第十六条 「小規模・零細企業の障害者就業保障金の納付免除の関連状況に関する遼寧省障害者連合会、遼寧省地方税務局、遼寧省財政庁の通知」(遼残連発[2015]22号)の規定に基づき、工商登記日より3年以内に、障害者就業の手配が所定の比

率に達せず、在職従業員総数が 20 人以下（20 人を含む）の小規模・零細企業に対して、保障金の納付を免除する。

第十七条 雇用者は、不可抗力、自然災害その他の突発事件に遭遇して重大な直接的経済損失を被った場合、保障金の減免又は納付猶予を申請することができる。

保障金の減免又は納付猶予を申請する雇用者は、毎年 3 月 31 日前までに、書面の報告、「遼寧省障害者就業保障金の減免（納付猶予）申請の審査認可表」（詳しくは、附属書類 3 をご参照のこと）、災害に遭遇して重大な直接的経済損失を被った有効な証明、財務会計報告（会計士事務所が発行したもの）などの資料を持って、同クラスの障害者連合会、財政部門に申告しなければならない。保障金の減免又は納付猶予の申請は、同クラスの障害者連合会の初歩的な審査、同意をへて、同クラスの財政部門に送られ、同クラスの財政部門が最終的な審査意見を提出した後、同クラスの財政部門、障害者連合会は、正式な公文書をもって審査認可結果を同クラスの地方税務機関に報告する。地方税務機関は、「遼寧省障害者就業保障金の減免（納付猶予）申請の審査認可表」及び関係する有効な証明資料を提出した雇用者に対して、規定に従い保障金を減免し、又は納付を猶予し、かつ登録をする。市クラスの障害者連合会は、所在地区の保障金の減免又は納付猶予の状況をまとめて、省障害者連合会に報告して登記する。

雇用者が保障金の減免を申請する最高限度額は、一年の納付すべき保障金額を超えてはならず、保障金の納付猶予を申請する最長期限は、6 ヶ月を超えてはならない。

保障金の減免が認可された又は納付猶予が認可された雇用者のリストは、年に一回、公告される。公告の内容には、認可機関、認可文書番号、保障金の減免又は納付猶予を認可した理由などが含まなければならない。

第十八条 地方税務機関は規定する範囲、基準及び期限の要求に厳格に従って保障金を徴収し、保障金が適時かつ満額に徴収されることを確保しなければならない。

第十九条 いかなる単位と個人も本弁法の規定に違反できない、勝手に保障金を減免し又は納付を猶予してはならず、自ら保障金の徴収対象、範囲及び基準を変更してはならない。

第二十条 各地では、雇用者による比率に従った障害者就業の手配及び保障金納付の公示制度を確立しなければならない。

各クラスの障害者連合会は、毎年到现在地区の雇用者の手配すべき障害者就業人数、実際に手配した障害者就業人数及び規定に従って手配していない障害者就業人数を社会に公表しなければならない。

保障金徴収機関は、定期的に所在地区の雇用者の保障金納付状況を社会に公表しなければならない。

第三章 使用管理

第二十一条 保障金は、地方の一般公共予算に組み入れられ、統一的に手配される。

主に、障害者就業の支援及び障害者生活の保障に用いられ、支援の方向性には以下のものが含まれる。

- (一) 障害者の職業訓練、職業教育及び職業リハビリテーションへの支出。
前項でいう職業リハビリテーションとは、各種類のリハビリテーション及び委託扶養機構が就業年齢層にいる知的、精神及び重度肢体障害者に対して行う職業技能評価、職業訓練、職業指導、職業技能育成などのリハビリテーション治療活動をいう。職業リハビリテーション項目には、薬物、補助器具など医療リハビリテーション項目は含まない。
- (二) 障害者就業サービス機構が障害者就業サービスを提供し、職業技能競技会（技能の展示活動を含む）を組織し、障害者就業サービス機構の人員の業務訓練などへの支出。雇用者による障害者就業の手配に必要な施設設備の購入、改造及び支援的サービス費用に対する補助。補助的な就業機構の設立及び運営の費用に対する補助。
- (三) 障害者による自営業従事、自主的な創業、フリーランスとしての仕事及び障害者就業訓練基地の経営場所の賃借、開業資金、施設設備購入への補助、小口貸付利息への補助。いかなる形式により就業した障害者の社会保険料の補助及び雇用者への職務手当。障害者就業に適する公益性仕事の開発、就業サービス及び就業支援など。農村の障害者による栽培、養殖、手工業その他の形の生産労働従事への支援。
- (四) 比率を超えて障害者の就業を手配した雇用者、並びに障害者就業の手配のために著しい成果を上げた単位及び個人に対する奨励。
- (五) 公益性仕事に就き、補助的に就業し、フリーランスとして仕事し、収入が現地の最低賃金基準に達せず、生活が確かに困難である障害者に対する救済補助。
- (六) その他同クラスの人民政府又はその財政部門の認可を得て、障害者就業及び困難な障害者、重度障害者の生活などを保障する支出。

第二十二條 各障害者連合会に所属する障害者就業サービス機構は、公共就業サービス機構の重要な構成部分であり、その人員、事務などの経費の支出は同クラスの財政予算によって統一的に手配される。

第二十三條 各地では政府購入サービスを積極的に実行し、政府調達法制度の規定に従い、要求に適合する公営、民営などのいかなる就業サービス機構を選択して、障害者の職業訓練、職業教育、職業リハビリテーション、職業紹介、職業指導、職業能力評価、カウンセリング、就業創業サービス及び就業支援などの業務を受けさせなければならない。

第二十四條 各クラスの障害者連合会、財政部門は、障害者就業の支援及び障害者生活の保障に使用された保障金の支出状況を毎年社会に公表し、社会の監督を受けなければならない。

第四章 法的責任

第二十五條 単位及び個人が本弁法の規定に違反し、以下に掲げる状況の一つに該当する場合には、「財政違法行為処罰処分条例」及び「行政事業性収入と罰金収入の収支管理規定違反行政処分暫定規定」などの関連規定により、法的責任を追究し、犯罪の疑いのある場合には、法により司法機関に移送して処理する。

- (一) 勝手に保障金を減免し、又は保障金の徴収範囲、対象及び基準を変更した場合
- (二) 納付すべき保障金を隠し、流用した場合
- (三) 納付すべき保障金を速やかに国庫に納入せず、流用した場合
- (四) 所定の予算ランク、予算科目に従い保障金を国庫に納入しなかった場合
- (五) 規定に違反して保障金を使用した場合
- (六) その他国家財政収入管理規定に違反する行為

第二十六條 雇用者が規定に従い保障金を納付しなかった場合には、「障害者就業条例」の規定に従い、保障金の徴収機関が財政部門に通報して、財政部門が警告をし、期限を定めて納付するよう命令する。期限を超えても納付しない場合には、未納額を補充納付する以外に、未納の日より1日当たり5%の滞納金を追加納付しなければならない。滞納金は、保障金入庫の予算ランクに従い国庫に納入する。

第二十七条 保障金の徴収、使用管理に係わる関係部門のスタッフが本弁法の規定に違反して、保障金の徴収と使用管理において職権を濫用し、職務を怠り、私利のために不正を働いた場合には、法により処分を与える。犯罪の疑いのある場合には、法により司法機関に移送して処理する。

第五章 附則

第二十八条 本弁法は、遼寧省财政厅が遼寧省地方税務局、遼寧省障害者連合会と共同で解釈に責任を負う。

第二十九条 本弁法は、公布された日より施行する。「遼寧省障害者就業保障金管理弁法」（遼財社[2010]910号）は、同時に廃止とする。

附属書類：

- 1、遼寧省雇用者の比率に従った就業申告書
- 2、比率に従った遼寧省障害者就業審査確認通知書
- 3、遼寧省障害者就業保障金の減免（納付猶予）申請の審査認可表